

議案第5号

令和5年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	港湾管理事業費	<small>千円</small> 20,686
計			20,686

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
鳥取港湾事務所等清掃業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	千円 7 1 1